

「特定個人情報保護関係省庁連絡会」の設置について

平成26年5月16日
関係省庁申合せ

1. 趣旨

特定個人情報の保護に関しては、昨年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」が成立し、本年1月に特定個人情報保護委員会が設置されたところである。マイナンバー法は、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（行政機関個人情報保護法）」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」の特別法と位置付けられている。

マイナンバー法において、特定個人情報はその内容にマイナンバー（個人番号）を含む個人情報とされていることから、特定個人情報保護委員会による特定個人情報に関する権限の行使に当たっては、個人情報保護法の所管省庁及び主務大臣並びに行政機関個人情報保護法等の所管省庁と連携等を図る必要がある。

また、特定個人情報保護委員会では、個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者による特定個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、現在の個人情報保護法ガイドライン等の特例として、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（仮称）」を策定することを予定している。

このため、特定個人情報保護委員会と関係省庁との間の特定個人情報の保護に関する連携方法、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（仮称）」の検討等に係る連絡調整を円滑に行う場として、「特定個人情報保護関係省庁連絡会」（以下「連絡会」という。）を設置する。

2. 構成員

連絡会の構成員は、次のとおりとする。また、構成員は、連絡会の庶務を処理する課の長と調整の上、関係施策の担当課長等を連絡会に出席させることができる。

(1) 個人情報保護関係省庁連絡会議幹事会構成員

内閣参事官

内閣府大臣官房総務課長

消費者庁消費者制度課長

金融庁総務企画局企画課長

警察庁長官官房総務課長

復興庁統括官付参事官（国会班（文書管理・情報公開））

総務省大臣官房政策評価広報課長

総務省行政管理局行政情報システム企画課個人情報保護室長

総務省自治行政局地域政策課地域情報政策室長

法務省大臣官房秘書課長

外務省大臣官房総務課長
財務省大臣官房文書課長
文部科学省大臣官房総務課長
厚生労働省政策統括官付情報政策担当参事官
農林水産省大臣官房評価改善課長
経済産業省商務情報政策局情報経済課長
国土交通省総合政策局情報政策課長
環境省大臣官房総務課長
防衛省大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室長

- (2) 個人番号利用事務等の関係省庁
国税庁長官官房総務課国税企画官兼情報公開・個人情報保護室長
文部科学省大臣官房政策課長
厚生労働省政策統括官付情報政策担当参事官
人事院職員福祉局参事官

- (3) マイナンバー関係省庁等
内閣官房社会保障改革担当室参事官
総務省大臣官房企画課個人番号企画室長
総務省自治行政局住民制度課長
総務省自治税務局都道府県税課税務管理官
特定個人情報保護委員会事務局総務課長

3. 庶務

連絡会の庶務は、特定個人情報保護委員会事務局総務課において処理する。

4. その他

前各号に掲げるもののほか、連絡会の運営に関する事項その他必要な事項は、連絡会において別途定める。